生活福祉資金(緊急小口資金) 特 例 貸 付 の ご 案 内

★★本資金は、「貸付金」であり、償還(返済)していただく制度です★★

【貸付制度】

- 1. 貸付対象 令和 6 年能登半島地震により被災し、当座の生活資金を必要とする世帯
- 2. 貸付金額 原則として、一世帯に 10 万円。ただし、以下の事項に該当する場合は、20 万円まで 貸付が可能。(いずれも1回限り)
 - ① 世帯員の中に、被災による死亡者がいる場合
 - ② 世帯員の中に、要介護者がいる場合
 - ③ 4 人以上の世帯である場合
 - ④ 世帯員の中に被災による重傷者、妊産婦、学齢児童(12歳以下)がいる場合
- 3. 据置期間 貸付の日から1年以内
- 4. 償還(返済)期間 据置期間終了後、2年以内
- 5. 貸付利子 無利子。ただし、延滞利子は、償還期間後の残元金に対して、年3.0%

【貸付に必要な書類】

- ◇ 貸付申請者の本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード 等)
- ◇ 貸付決定後に送金可能な振込口座が確認できる書類(通帳またはキャッシュカード) ただし、被災により紛失等による場合は、要相談

【相談·受付窓口】

社会福祉法人 穴水町社会福祉協議会

住所:穴水町字大町トの3番地3 穴水町さわやか交流館 プルート内

電話 0768-52-0378 (時間:9時~16時まで) ※ご相談前にお電話をお願いします。

実施主体:社会福祉法人 石川県社会福祉協議会